

公共施設へ設置する給水機の賃貸借及び保守管理等に関する仕様書

- 1 実施事業名 西宮市給水スポット整備事業
- 2 設置予定施設及び設置予定台数 別紙1のとおり
- 3 給水機設置時期 令和3年5月中旬から月末頃
※市と日程調整の上、上記施設へ順次設置する。
- 4 給水機の賃貸借及び保守期間 令和3年6月1日～令和6年5月31日（予定）
- 5 給水機の仕様に関する要件について
 - (1) プラスチックごみの削減及び温室効果ガス削減の観点から、環境負荷の少ない水道直結式のものであること。
 - (2) マイボトルに衛生的な給水が可能なものであること。
 - (3) 常温水及び冷水（概ね10℃以下）を容易に切り替えて給水できること。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、給水機側の抽出口とボトルが直接接しにくい等の対策を講じること。
【例1】抽出口を二重構造にすること。
【例2】給水時にボトルを直接押し付けることにより、手指で機器に触れずに給水が可能な機種であること。
 - (5) 給水機本体のサイズは、幅340mm×奥行540mmを超えないこと。
- 6 給水機及び給水機の設置に必要な物品一式（以下、機器一式）の運搬、搬入、設置、及び既設機器の撤去に関する要件について
 - (1) 給水機の設置位置については、市の指示に従うこと。
 - (2) 機器一式の搬入及び給水機の設置に関しては、事前に市と綿密な打ち合わせを行うこと。
 - (3) 機器一式を搬入する場所は市と協議を行って決定すること。
 - (4) 給水機の設置位置に既設機器が設置されている場合は、既設機器を破損させることなく丁寧に取り外し、市に引き渡すこと。
 - (5) 機器に接続する給水管、排水管、電源等は市が指定した場所にある既存設備に接続を行うこと。
 - (6) 給水機の利用状況を把握するため、市が用意する流量計を給水機に取り付けること。
 - (7) 納品時及び設置時等に発生した不要物は速やかに回収し、納入者側で適法かつ安全に処分すること。
 - (8) 賃貸借期間、賃貸業者名、故障等のトラブル発生時の連絡先を給水機本体に明示すること。
 - (9) 賃貸借期間満了時には、速やかに機器一式の撤去を行い、給水機設置前の状態に現状復帰させること。
 - (10) 上記（1）から（9）の作業に必要な費用は、全て賃貸人の負担で行うこと。
- 7 給水機の保守管理に関する要件について
 - (1) 賃貸借期間中、機器が適切に稼働するよう必要な保守点検を半年に一回以上定期的に行うこと。
 - (2) 機器に故障等の不具合が発生した場合には、曜日・祝祭日・年末年始に限らず受付することが可能な体制を確保すること。

- (3) 故障等による不具合の報告を受付した場合には、必ず遅くても翌日までには現場に赴き原因を特定し、正常に動作するよう直ちに機能の回復を図ること。
- (4) 上記の場合において、直ちに機能回復が困難な場合は、代替機器を用意すること。

8 その他特記事項

- (1) 給水機の使用による電気代及び水道代は市の負担とする。
- (2) 給水機の設置場所付近に給水管、排水管、電源が存在しない場合は、市の負担により引込工事等を実施する。
- (3) 本業務を行うにあたっては、関係する法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途市と協議の上履行すること。

9 支払条件 毎翌月払い

10 所属及び担当

西宮市役所 環境局 環境事業部 美化企画課 担当：藪内
〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目8番 環境事業部庁舎2階
TEL：0798-35-1571
FAX：0798-35-5851
E-mail：gyoumuka@nishi.or.jp

以 上